

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年11月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 環境課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和元年8月27日から令和元年9月11日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 空き家の適正管理について、管理不全な状態にある空き家に係る指導、助言に関し、関係法令等に基づきその区分を明確にし、適正な事務処理に努めること。</p> <p>2. 新庄・最上さくらが丘斎苑の指定管理者において、火葬場使用料の出納管理に関し、協定書、仕様書及び関係法令等に基づき明確かつ適切に管理するように、指導・監督に努めること。</p>	<p>1. 関係法令及び例規に基づき助言は口頭により、指導・勧告・命令は規則に定める様式で文書により行います。また、苦情等の対応状況については、位置図と写真を添付し記録票に保存します。</p> <p>2. 火葬場での現金收受の記録簿を作成し、適切な出納帳作成するよう指導行いました。また、火葬場使用料の出納管理に関し、基本協定書、仕様書及び関係法令等に基づき明確かつ適切に管理するように監督を行います。</p>